

## 「過労死防止基本法」の制定を求める意見書

「過労死」が社会問題となり、「karōshi」が国際語となって四半世紀が経とうとしている。過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいが、過労死の労災認定数も増え続けており、「過労自殺」も含め減少する気配すらない。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くし難い。また、誠実で善良な働き盛りの労働者が突然命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わざるを得ない。

労働基準法は、労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、過重な長時間労働を禁止し、労働者の生命と健康を保護することをめざしている。しかし、この規制は十分に機能しているとは言えない。昨今の厳しい雇用情勢の中、労働者から使用者に対して、労働条件の改善を申し出ることは容易ではない。また、個別の企業が労働条件の改善を考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、1企業単独での改善には困難な面がある。

このように、個人・家庭や個別企業の努力では限界がある以上、国が法律を定め、その総合的対策を行う必要がある。

よって、国及び政府に対し下記の内容を盛り込んだ「過労死防止基本法」の1日も早い制定を強く要望する。

## 記

1. 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。
2. 過労死をなくすために、国・自治体・企業の責務を明確にすること。
3. 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月21日

衆議院議長 伊吹 文明 様

島根県邑南町議会

